



奨学のための給付金（通常給付）

制度の概要

富山県教育委員会では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費（教科書費、教材費等）を支援するため、国公立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「奨学のための給付金（通常給付）」を給付します。

対象となる方 令和5年7月1日現在で次の資格をすべて満たす世帯

- 1 保護者等が富山県に居住している世帯（保護者等のいずれかが海外に居住している場合を除く。）
- 2 高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有する者、学び直し支援金又は専攻科修学支援金の対象と都道府県が認める者がいる世帯
- 3 令和5年7月1日に、保護者等が生活保護法第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給している世帯又は保護者等それぞれが令和5年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税（0円）の世帯

※保護者等が富山県外にお住まいの場合は、保護者等がお住まいの都道府県教育委員会へ申請することになります。手続方法等は、お住まいの都道府県教育委員会へお問い合わせください。（ただし、保護者等のうちお一人でも富山県にお住まいの場合は、富山県の学校を通じての申込となります。）

申請の事前準備

9月中旬ごろに、この奨学のための給付金（通常給付）の対象となる可能性のある世帯（※）に対してのみ、学校から個別に申請のための書類を配付します。

※この奨学のための給付金（通常給付）の対象となる可能性の有無は、学校において高等学校等就学支援金の申請時に提出いただき済みのマイナンバーで、令和5年度の課税情報を取得し、確認します。

※修正申告をして非課税世帯となる等課税情報に変更となっている場合は、学校での確認から漏れる恐れがありますので、すみやかに学校の事務室へご連絡ください。

なお、対象と思われる場合は、必ず事前に次の書類の準備をお願いします。

- ・ 7月1日時点の「生徒本人」と「兄弟姉妹（15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の兄弟姉妹がいる場合のみ）」の健康保険証の写し
- ・ 7月1日時点の保護者等のマイナンバーがわかるもの

※7月2日以降に転職・離婚等がある場合は、特にご注意ください。

◆お知らせ◆

令和5年度「奨学のための給付金（通常給付）」の対象とならない場合でも、家計急変により収入が減少し非課税相当となったことが認められる世帯には、別の「奨学のための給付金（家計急変給付）」で支援します。申請を希望される場合は、学校の事務室へお問い合わせください。

奨学のための給付金 通常給付 対象確認シート（国公立の場合）

はい → いいえ

保護者等の居住地は富山県ですか？

はい

いいえ

保護者等の居住地の都道府県にお問合せ下さい

7月1日現在、学校に在籍していますか？

はい

いいえ

通常給付金 非該当

7月1日現在、生活保護（生業扶助 高等学校就学費）を受給していますか？

はい

いいえ

保護者等全員の令和5年度の「道府県民税所得割及び市町村民税所得割」が非課税（0円）ですか？

はい

いいえ

通常給付金 非該当

扶養している高校生等のうち、通信制又は専攻科の高校生等はいいますか？

はい

いいえ

通信制又は専攻科に通うのは生徒本人ですか？

はい

いいえ

高校生等以外で15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の、保護者等の扶養親族である兄弟姉妹はいいますか？

はい

いいえ

世帯に複数の高校生等がいますか？

はい

いいえ

申請する高校生等には、高校生等の兄・姉がいますか？

はい

いいえ

いいえ

年額 32,300円

全日制 定時制 通信制

生活保護世帯

年額 50,500円

通信制 専攻科

年額 143,700円

第2子以降

年額 117,100円

第1子

非課税世帯

※健康保険証で扶養確認した結果、「第2子以降」の給付額に該当しない場合があります。

給付金の給付決定は、11月下旬頃（予定）学校を通じて連絡いたします。

【給付額（年額）】

	全日制・定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯	32,300円		
非課税世帯（第1子）	117,100円	50,500円	50,500円
非課税世帯（第2子以降）	143,700円		

（注1） 保護者等とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）となります。

前倒し給付を受給することになる場合は、上記の金額から前倒し給付の金額を差し引いた額が給付されます。